

公益財団法人 島根県育英会

令和6年度 maruko 給付特待生 募集要項

趣 旨

この奨学金給付事業は、安来市広瀬町布部出身の小原丸子氏からの寄付金を原資としており、立派なふるまいで、高い志を持って大学で勉学に励む学業成績優秀な学生に対して奨学金を給付することにより、将来にわたって有形無形にふるさと島根のために貢献する人材を育成・支援することを目的とするものです。

この趣旨に基づき、令和6年度maruko給付特待生を次により募集します。

- 1 募集人員 令和6年4月に学校教育法に基づく大学へ入学する予定の人 2名程度
(給付は4年間に限り、通信制、専攻科、別科、短期大学及び大学院の学生を除く。)
- 2 応募資格 以下の①～③の全てを満たす人
 - ① 島根県出身者であること
 - ② 令和6年4月に大学へ入学すること
 - ③ 出身又は在学高等学校長の推薦を受けることができること(注) 島根県出身者とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。
 - ① 本人の住所が通算して5年以上島根県内にある場合
 - ② 父母又はこれに準ずる方の住所が島根県内にある場合(注) 各高等学校からの推薦者は1名を上限とします。
(注) 他制度利用予定の人でも応募できます。
- 3 願書受付期間
令和5年9月1日(金)～令和5年10月31日(火) (消印有効)
- 4 奨学金の給付月額
5万円
- 5 給付期間
給付期間は、令和6年4月から4年間で、医学部、歯学部、薬学部等4年を超える大学にあっても4年間を限度とします。
また、留年、休学、長期の欠席をしたとき、停学その他処分を受けたとき、性行の不良がみとめられたとき等は、奨学生の資格を失い、奨学金の給付が打ち切られます。

6 出願手続

次の書類を出身又は在学高等学校経由で提出してください。

- ① maruko 給付特待生願書
- ② 作文

【テーマ】

あなたにとって、これまでの経験の中で「一番」と思えることは何ですか。そして、そのことをふまえ、あなたがこれから挑戦したいことについて述べてください。タイトルは自分でつけてください。

(留意事項)

- 400字詰め原稿用紙3枚以内としてください。
 - 自筆とします。
 - 1行目：タイトル 2行目：学校名、氏名 3行目から本文としてください。
- ③ 出身又は在学高等学校長の推薦書
 - ④ 高等学校長の証明する調査書（開封無効）

7 maruko給付特待生の選考及び採用候補者決定

一次審査

提出された書類に基づき、人物並びに学業成績、学校の推薦を考慮の上審査を行い、11月上旬に出身又は在学高等学校経由で全ての人にその結果をお知らせします。

二次審査

一次審査を通過した人は、11月中旬～12月初旬に個別面接を行い、最終結果は出身又は在学高等学校経由で本人にお知らせします。

8 進学届等の提出

maruko給付特待生採用候補者決定の通知を受けた人は、「進学届」と大学が発行する「在学証明書」を提出していただくことになります。

9 maruko給付特待生の決定＝誓約書の提出

「進学届」等を提出した後に、正式にmaruko給付特待生として決定します。特待生は、誓約書を提出していただきます。

10 その他

給付期間中は、修学状況の報告義務があります。また、休学等修学状況に異動が生じた場合は、その届出義務があります。

島根県松江市殿町8番地3
島根県市町村振興センター3階
郵便番号 690-0887

公益財団法人 島根県育英会

TEL (0852) 28-1981
FAX (0852) 26-2089
URL <https://www.shimane-ikuei.or.jp>
メールアドレス info@shimane-ikuei.or.jp

